

杉並和泉学園 いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 改 訂
杉並区立小中一貫教育校
杉 並 和 泉 学 園

I いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。いじめ防止対策推進法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広いことに留意する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学園の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学園は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学園には、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒の安心・安全を確保する責任がある。いじめ対策委員会を設置し、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、いじめの被害児童・生徒と加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察していく。

II いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識の下、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。（「いじめられた児童・生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを尊重することである。）

子どもから「いじめられている」、または保護者から「子どもがいじめを受けている」との訴えがあった場合には、いじめが存在すると認識し、子どもや保護者の気持ちをしっかりと受け止める。

いじめは、「いつでも、どこでも」起こり得るという考えに立ち、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」といった危機意識を常にもち、迅速に対応する。

(1) いじめを生まない、許さない杉並和泉学園(以下、学園)をつくる

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学園生活を送ることができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、いじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 学園の全ての教員がその未然防止・早期発見・早期解決・継続的指導を目指す

いじめは「命に関わる問題」であり、学園の全ての教職員がその未然防止・早期発見・早期解決・継続的指導に対し、最優先課題として組織的に取り組む。授業中・休み時間中の児童・生徒の行動を観察し、「いじめにつながる行為」を見逃さないよう教職員一人ひとりの感度を高める。

(3) いじめに対する児童・生徒・保護者の意識を高める

「いじめは絶対に許されない行為」という児童・生徒・保護者の意識について、全教育活動を通して高める。年間3回いじめに関する授業を行い、児童・生徒のいじめに対する意識を高める。保護者会、学園ホームページなどを活用し、保護者の意識を高め、学園と保護者が連携して児童・生徒の指導にあたる。

(4) いじめ対策委員会を設置し、対応にあたる

いじめを発見した際は、学園内にいじめ対策委員会を設置し、「迅速に」「細やかに」「組織的に」対応する。

いじめ対策委員会

小学部：学園長、副学園長、主幹教諭、小学部・中学部生活指導主任、全学年主任、スクールカウンセラー（以下 SC）、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、当該学級担任、養護教諭、関係教員

中学部：学園長、副学園長、小学部・中学部生活指導主任、中学部生活指導部会、全学年主任、SC、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、当該学級担任、小学部元担任、関係教員

※ いじめの実態や段階に合わせて、上記の中から参加者を決定する。

※ 必要に応じて、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）や弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

(5) 教育相談コーディネーターの役割

教育相談コーディネーターが、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。

(6) 記録の作成・保存

被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまでは適切に保存する。

いじめにかかる会議録

（小）校内 NAS/210 生活指導【小学部】/217 生活指導主任・いじめ対策委員

（中）校内 NAS/220 生活指導【中学部】/227 生活指導主任・いじめ対策委員

アンケート調査結果

(7) 家庭・地域・関係機関との連携による安心な学園へ（学校サポートチームの活用）

いじめが複雑化・多様化する中、学校は、家庭・地域・関係機関、杉並区子どもの権利救済委員と連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組を進める。

【学校サポートチーム】※全公立学校に設置されている組織です。

学園長・副学園長・教員等、子ども家庭支援センター・福祉担当課、スクールサポーター（警察）、民生児童委員、保護司、SSW、児童相談所職員、PTA 会長

(8) いじめ問題について児童・生徒が自ら考え行動する学園へ

児童・生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。中学部生徒会・小学部代表委員会が中心となり、「いじめ問題」に対する意識を高める活動を行う。

※いじめが発生しない(いじめが発生しにくい)学園づくりの取組

<中学部生徒会・小学部代表委員会を中心にした啓発活動>

○中学部は挨拶当番が毎朝校門に立ち挨拶運動を行う。

小学部は代表委員会が計画を立て、挨拶運動を行う。

○代表委員会・生徒会が連携して、いじめを防止するための取組について話し合い、発信する。

<各学級での活動>

○いじめについての授業及び学級活動、日々の生活指導等で、いじめを発生させないためにはどのようなことが必要なのかを話し合い、具体的な取組として実践する。

Ⅲ 未然防止

(1) 未然防止に向けた主な取組

<互いに認め合い、助け合い、支え合う仲間づくり>

ア 中学部生徒会・小学部代表委員会による主体的な取組を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学園づくりを進める。

中学部の生徒会を中心に、朝の挨拶運動や、いじめ防止の標語やポスターの作成など、児童・生徒が自分たちから「いじめを許さない」という雰囲気醸成できるよう働きかける。また、「杉並区小中学生未来サミット」などいじめ防止に向けた国・都・区の取組等に関して、中学部生徒会・小学部代表委員会で連携した取組を行い、学園全体でいじめ防止への意識を高められるようにする。

イ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学園行事を実施する。

授業をはじめ、学園生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童・生徒を大きく成長させる。また、教職員の児童・生徒への温かい言葉かけも自己肯定感につながることを意識して指導する。

ウ 心の通い合う教職員の協力体制をつくる。

温かい学級経営や教育活動を学年や学園全体で展開するためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や専科経営、授業や生活指導について尋ねたり、相談したりするなど、気軽に話ができる教職員組織内での雰囲気が大切である。

そのためには、学年会、生活指導部会、校内委員会、いじめ対策委員会など、校内の組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童・生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う温かな学園づくりを推進する。

また、小学部・中学部の教職員の間でも、情報共有を行い、一人ひとりの児童・生徒により細やかに対応できるようにするなど、小中一貫教育校としての利点を生かす。

エ 年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。

<いのちや人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実>

ア 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。

イ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実を図るとともに、適切に使う力を身に付けさせる指導を関係機関と連携し、行う。

エ 豊かな人間関係の涵養

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切にし、思いやりの心を育てるために、全学級で実施する「いのちの教育」の取組や、小学部1年生で実施する「スタートカリキュラム」、中学部7年生で実施する「フレンドシップスクール」の活動を充実させる。

(2) 保護者・地域との連携の促進

道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の実施

家庭や地域の方々が、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室に参加することを通して、社会全体で、いじめ問題に取り組む気運等を醸成できるよう学園として促してしていく。

IV 早期発見

(1) いじめの早期発見にかかわる特性について

ア いじめは、大人等の見えないところで行われる。

- ①無視、メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。〈時間と場所〉
- ②遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態で行われる。〈カモフラージュ〉

イ いじめは、いじめられている本人から申し出ることには勇気がいる。

いじめられている児童・生徒は、「親に心配をかけたくない。」「いじめられる自分はだめな人間だ。」「訴えても大人は信用できない。」「訴えたらその仕返しが怖い。」という心理が働くもの

で、本人から申し出ることは大変勇気がいる。

ウ **SNS やインターネット上のいじめ(以下、ネットいじめ)の発見は困難である。**

ネットいじめの兆候を発見することは、その性質上、極めて困難である。学園として、児童・生徒から、ネットいじめに関する情報の収集に努める。また、保護者に対し、スマートフォンなどによる SNS の使用が、ネットいじめにつながっていく可能性があるということを常に意識し、保護者の管理下で使用させるような決まりをつくることの大切さを保護者会等で伝える。不審なことがあった場合には、早急に本人に確認するとともに、学園に連絡できるように連携を図る。

連絡を受けた学園は、迅速にいじめ対策委員会を立ち上げ、家庭や学校問題対応支援係 (CEDAR) 等関係諸機関との連携を図った対応を開始する。

(2) いじめの早期発見のための手だてについて

いじめを早期に発見し、組織的な対応をしていくために下記ア～ウの取組を行う。また、常に「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」という視点で正確に記録し、適切に保存する。(本記録の保存年限は、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間とする。)

ア **日々の観察**

- 授業中はもちろん、朝、休み時間、放課後の児童・生徒の様子に目を配る。児童・生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見に努める。
- SC が定期的に学級の様子を巡回し、放課後に SC と養護教諭および担任が情報交換を行う。
- 杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」(令和7年4月改訂)いじめ発見チェックリスト(次ページ)を念頭に置き、子どものサインを見逃さないようにする。

イ **定期的な実態把握**

- 1学期中を目途に SC と5年児童・7年生徒の面談を行い、学園生活や友達関係について話を聞き、実態把握に努める。
- 生活指導上、配慮を要する児童・生徒の情報交換を行い、教職員の対応等、共通理解を図る。小学部では毎週金曜日に生活指導夕会を実施し、中学部では毎日行われる職員朝会を活用する。
- 月1回以上、いじめ対策委員会・生活指導部会を開き、児童・生徒の情報交換および問題への対応を検討する。

ウ **アンケートの実施** ※年3回の実施

6月、11月の「ふれあい月間」に合わせて実施される、児童・生徒へのいじめに関するアンケートにより、実態調査を行う。また、2月にも同様のアンケートを行い、実態把握をする。

アンケートをとる際、いじめられている児童・生徒は、その場で記入することが難しいことも考えられるので、記名、無記名等、状況に応じて配慮して実施する。

【いじめ発見チェックリスト】

1 表情・態度

- 笑顔がなく、沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 身体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。
- けがの原因を聞いても曖昧に答える。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが外れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- 鞆や筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。
- 一人でいたり、泣いていたりする。
- 忘れ物が急に多くなる。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 休み時間に校庭に出たがらない。
- 不安げに携帯電話等をいじったりメール・SNS等の着信をチェックしたりしている。
- 他の子どもから言葉掛けをされない。
- 教室に遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 職員室や保健室の前でうろうろしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- 遊びの中に入っていない。
- 友達から不快に思う呼び方をされる
- 特定のグループと常に行動を共にしている。
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループでの作業の仲間に入っていない。
- よくけんかをする。

6 教職員との関係

- 教職員と目線を合わせない。
- 教職員との会話を避ける。
- 教職員と関わろうとせず、避ける。

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】（令和3年2月 東京都教育委員会）上巻 P94」より

(3) いじめについての情報を把握した際の配慮点について

ア いじめられている本人からの訴えに対する配慮点

○心身の安全を保障する。

いじめられている本人から訴えがあった場合には、「あなたが悪いのではない。あなたのことは全力で守る。」ことについて、勇気をもって訴えた児童・生徒にはっきりと伝える。そして、速やかに招集したいじめ対策委員会により、いじめにあった児童・生徒を守る手だてを考え、全教職員が方針の下に組織的に対応する。また、SC やいじめにあった児童・生徒にとって信頼できる教職員等と連携し、心の安定を図るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる教育環境を確保する。

○事実関係を把握し、苦しい気持ち等を傾聴する。

いじめを受けている本人から訴えがあった場合には、「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう配慮する。

イ 周りの児童・生徒からの訴えに対する配慮点

○いじめを訴えたことにより、その児童・生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童・生徒の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく教えてくれたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

ウ 保護者からの訴えに対する配慮点

○保護者がいじめに気付いた時に、即座に学園へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

○問題が起こった時の連絡だけでなく、問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築けるよう、日頃から児童・生徒のよいところや学園の様子について連絡する。

V 早期対応

<いじめ対応の手順>

(1) いじめの未然防止に向けた対応

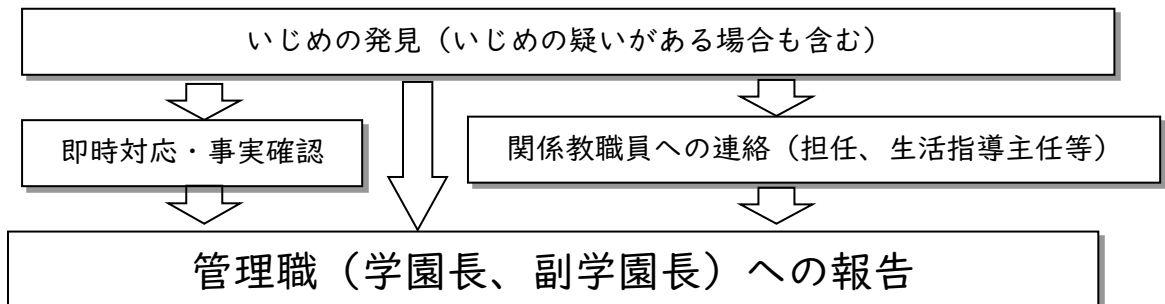
- 子どもが安心して生活できる学級・学年・学園風土の創出
- 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- いじめを許さない指導の充実
- 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

(2) いじめの発見（疑いがある場合を含む）

- 子どもからの訴え・報告
- 保護者からの訴え・報告
- 教職員の気づき
- 同僚教職員からの報告
- 「いじめアンケート」の内容
- 地域からの情報

(3) 管理職への報告

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、その状況を管理職（学園長、副学園長）に報告する。



※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、管理職（学園長、副学園長）に確実に報告・相談する。

(4) 学校いじめ対策委員会等の開催

学園長は、いじめの発見後、「杉並和泉学園いじめ防止基本方針」に基づいて設置した「いじめ対策委員会」を速やかに開催する。メンバーには学園のSCを必ず加え、いじめの実態・緊急性に応じて、SC以外にSSW等の必要な人選を行うなど、状況に応じて柔軟な対応を図る。※「いじめ対策委員会」は必ず会議録を作成する。

学校いじめ対策委員会
※いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が設置した組織



学園長、副学園長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SC等
※必要に応じてSSW等も加える。

(5) 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手だてを「いじめ対策委員会」で協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

ア 対応方針

- 緊急性（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度）を確認し、子どもの安全を最優先とする。
- その段階で把握している情報を基に、対応方針（いつ、だれが、どのように対応するのか）を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

イ 事実関係の把握

- すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- 関係者への聞き取りは、複数の教職員で、被害・加害・関係する子どもを個別に、可能な限り同時進行で行う。 ※「事実確認」と「指導」を区別する。
- 聞き取った情報（発生日時、場所、内容等）を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 役割分担

- いじめを受けた子どもからの聞き取り調査と支援
- いじめを行った子どもからの聞き取り調査と指導
- 傍観したり周囲にいたりした子どもと、学級や学年等の集団全体への指導
- 保護者への対応

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

- 学校問題対応支援係（CEDAR）への報告
- 関係諸機関（高井戸警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所等）への連絡

オ 教育委員会による、いじめを行った子どもへの出席停止措置

いじめ防止対策推進法第26条では、区市町村教育委員会は、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った子どもの出席停止を命ずる等、速やかに講ずるものとするとき

ている。

この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講じることとなる。

【出席停止措置までの流れ】

○出席停止について

- ・学校教育法第35条に、区市町村の教育委員会に出席停止の権限が定められている。
- ・出席停止は懲戒ではなく、いじめを受けた児童・生徒の学習権を確保することが目的である。なお、安易な出席停止は避けなければならない。

○出席停止を実施する際の学校の留意点

- ・いじめ防止対策推進法第23条4項では、いじめを行った児童・生徒について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる、とあり、まずは、個別学習を行うこと等が考えられる。
- ・それでもやむを得ない場合は、杉並区教育委員会が出席停止措置を講じることとなる。

(6) いじめの解消

いじめを受けた子ども・保護者に対して、発生後3か月程度経過した時期に、苦痛を感じていないかどうかを面談等により把握し、「いじめ対策委員会」で確認する。

【いじめ解消の判断基準】

- いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

(7) 定期的な経過観察・確認の実施

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもを継続的に観察していく必要がある。

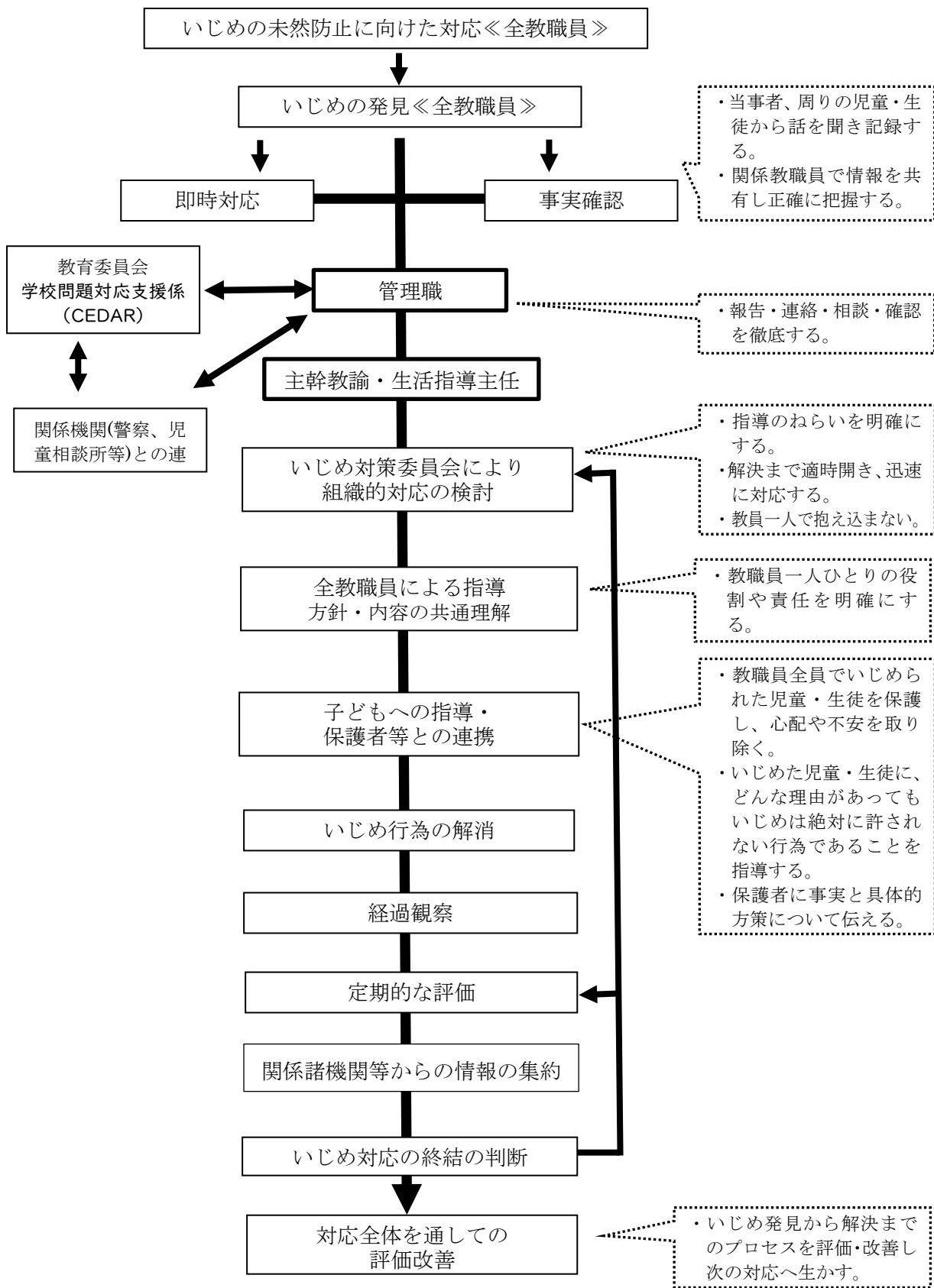
ア 観察経過

いじめが解決した後、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの人間関係を継続して観察する。

イ 定期的な確認

OSCを活用したいじめを受けた子どもへの配慮

○いじめ対策委員会等を活用したいじめを受けた子どもの情報交換



(1) いじめ発見時の緊急対応

ア **いじめられた児童・生徒・いじめを知らせた児童・生徒を徹底的に守る。**

○いじめられていると相談に来た児童・生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童・生徒から話を聞く場合は、他の児童・生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等に配慮する。また、事実確認は、いじめられている児童・生徒といじめている児童・生徒を別の場所で行う。

○状況に応じて、いじめられている児童・生徒、いじめの情報を伝えた児童・生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。

イ **事実確認と情報の共有**

○いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童・生徒から聞き取るとともに、周囲の児童・生徒などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。また、保護者対応は、事実に基づいて丁寧に対応する。

○いじめまたはいじめの疑いがある事実については、直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、情報の共有を図るとともに、対応策を決定する。

(2) いじめが起きた場合の早期対応

ア **いじめられた児童・生徒及び保護者に対しての早期対応について**

<いじめられた児童・生徒に対しての対応>

○事実確認とともに、児童・生徒の苦しみ、つらさに寄り添い、不安を取り除き安心させる。

○「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

○必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。

<保護者に対しての対応>

○発見した当日に、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。

○保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。(SCと連携した対応をする。)

○いつまでに、だれが、何を、どのように対応、指導していくのか具体的対応策を示し、継続的に状況を伝える。

○いじめが解決するまで、対応や指導の結果と次の具体的指導の内容を伝えるとともに、家庭での様子を把握する。

<対応のポイント>

①最も信頼関係のある教職員(担任等)が対応し、最後まで絶対に守るという意志を、いじめを受けた子どもや保護者に伝える。

②子どもの意向を汲みながら、安心して学校生活を送るための具体的な計画(教室での見守りや登下校の方法、校内巡視指導等)を立てる。

※一時的避難として、いじめを受けた子どもを別室登校させる場合も考えられるが、別室登校等の指導は、いじめを行った子どもや観衆であった子どもに対して内省を促すための必要な措置とする。

③心のケアや登下校、休み時間の見守り等、具体的な取組を教職員で分担する。

④医療や福祉等の関係機関と連携して、いじめを受けた子どもへの支援を行う。

⑤当該の子どもと保護者に対して、学校の取組の経過等を定期的に伝える。

<継続的な支援>

- ①個人面談や「いじめアンケート」等を定期的に行い、生活ノートを確認するなどして、いじめの状況の改善等、不安や悩みの解消に努める。
- ②自己肯定感が回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ③SC・SSW等による教育相談等を活用し、いじめを受けた子どもの継続的な心のケアに努める。
- ④定期的に家庭と連絡を取り、学校や家庭での様子について情報交換しながらきめ細かに経過観察を行う。

イ いじめた児童・生徒に対する対応について

<いじめた児童・生徒に対する対応>

- どんな理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを徹底して指導する。「謝罪させる」だけでなく、相手の心の痛みに関心させることで内省につなげる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童・生徒の背景にあるものを探る。元担任(中学部の場合は小学部の元担任も含む)からの情報収集やSC、関係機関等と連携した対応をする。
- 相手の気持ちを考えさせることでいじめられた児童・生徒の心の痛み、苦しみ、悲しみ等を分からせ、心から反省させる。

<保護者に対する対応>

- いじめた事実(憶測ではなく)を正確に伝える。保護者の心情に配慮しながらも、学園ではいじめとして徹底して指導していくことを理解してもらう。
- 学園の対応方針や指導内容を具体的に伝えるとともに、家庭でもきちんと話し合うよう助言し、保護者と協力して児童・生徒が心から反省できる環境をつくる。

<対応のポイント>

- ①聞き取りを行った内容について確認し、動機や気持ちを徹底的に聞く。
(何があったのか、どんな行動をとったのか、いつごろからか、どんな時に、どこで、誰と、どんな気持ちで、何が気に入らなかったのかなど、確認しながら記録し、内容に齟齬や異論がないかを確認する。)
- ②相手の心の痛みを理解させ、今後、どのように行動する必要があるか、じっくりと考え、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ③当該の子どもが理解しない場合は、話合いの機会を多くもち、理解できるよう様々な面から繰り返し粘り強く指導することにより、精神的な成長を促す。
- ④「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為については、児童相談所や警察と連携する。また、いじめを受けた子どもの安全が確保できない場合は、出席停止等の措置も視野に入れた指導を行う。

<継続的な指導・支援>

- ①いじめを行った子どもの気持ちを受け止め、SC、SSW、済美教育センター教育相談等を活用し、いじめを行った理由や欲求不満等を取り除くように継続的な指導を行う。
 - ②生活ノートや個人面談、「いじめアンケート」等を通して、いじめを行った子どもの成長を確認し、継続的に観察していく。
 - ③授業や学級活動（ホームルーム）等を通して、自己肯定感や規範意識が向上できるように指導していく。
 - ④校内において他の子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効であると判断される場合、教育委員会や保護者の十分な共通理解の下、学校全体でその体制をつくる。
- ※いじめを行う子どもは、相手の心の痛みを理解していない場合が多い。ロールプレイング（役割演技）等を通して、相手の気持ちに気付かせる。

ウ 傍観していた児童・生徒に対しての対応について

<傍観していた児童・生徒に対しての対応>

- 「何もしない、何も言わない」は、いじめを助長していることに気付かせ、当事者意識をもたせる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- はやし立てたり、同調したり、見て見ぬ振りをする行為も、いじめであることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

<対応のポイント>

- ①いじめを周りではやしたてる行為はもちろん、見て見ぬ振りをする行為も、いじめを深刻化させることにつながる行為であり、いじめを行う子どもと同じであることを確実に指導する。
- ※いじめの事実を告げることは、「チクリ」等というものではなく、辛い立場にいる人を救うことであり、人間として当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させる。
- ②道徳教材等を活用し、思いやりの心や正義感が育つように指導する。
 - ③「命」を大切にすることを推進し、豊かな心が育まれるように取り組む。
 - ④子ども自らが、児童会・生徒会活動等を通して、いじめの防止や解決に取り組めるように支援する。

<継続的な対応>

- ①学級活動や学校行事等を通して、いじめの問題を自分の問題として考えさせ、自己理解や仲間意識・連帯感が深まるように指導する。
 - ②いじめが解決したと思われる場合でも、十分に注意を払い、継続して指導を行っていく。
 - ③年3回の「いじめアンケート」実施など、子どもの実態をきめ細かく把握する。
 - ④いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- ※望ましい人間関係を形成する力を養うための活動として、異年齢集団による活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動も考えられる。

エ 関係する子どもの保護者への対応について

<対応のポイント>

- ①保護者に事実を正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を提示する。
- ②家庭との連絡を密にし、一緒に解決してもらえるように共通理解する。
- ③不安なことや気にかかることがあれば、すぐに学校に連絡するように願います。
- ④解決した後も定期的に学校の様子を報告する。

※いじめを受けた子どもの心情の受け止め、好ましくない声掛け（「やられたらやり返してこい」「負けるな、頑張れば強くなる」等）はしないよう願います。

※いじめを受けた子どもに対する謝罪の意思を、いじめを行った子どもの保護者にも理解してもらった上で、早期解決を図るため、謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。

(3) いじめ重大事態への早期対応

ア いじめの重大事態とは

重大事態の定義（杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P.11 より）

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の 2 つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童・生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

重大事態(いじめを原因とする自死、暴力による大けが、多額のお金等の恐喝、長期間の不登校等)が発生した際には、教育委員会に速やかに一報をあげ、その指導に基づいた、関係諸機関と連携した対応を行う。報道機関等からの問い合わせについては、管理職のみが応答する体制を整える。

イ 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

○重大事態発生への報告

いじめの重大事態が発生したときは、直ちに学校問題対応支援係(CEDAR)に一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

○資料の収集・整理

いじめの重大事態が発生したときは、学園が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、区の重大事態調査の実施に必要な学園作成資料等の収集、整理を行う。

○調査の実施

「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

○調査結果等の報告と提供

調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童・生徒やその保護者に説明する。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

○調査結果を踏まえた対応

調査の結果を踏まえて、被害児童・生徒への支援や加害児童・生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。

(4) いじめ問題への対応における警察との連携

重大ないじめ事態や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学園は、いじめが児童・生徒に生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行う。

VI 継続的な対応と対応の終結

(1) いじめ行為が解消した後の継続的な対応

ア いじめられた児童・生徒に対しての継続的な対応について

- いじめによる精神的苦痛等が改善の方向に向かっているかどうかについて、学級担任の観察、声掛け、相談、アンケート調査等や SC との面談等から把握し、その状況に応じて、SC による相談等の継続や都・区相談機関や医療との連携した対応等を実施する。
- いじめの再発について、いじめは表面的に解決していても、見えない部分で続くという認識に立ち、本人、いじめた児童・生徒、周辺からの情報収集を継続して実施する。

イ いじめた児童・生徒への対応

- いじめの対象となった児童・生徒だけではなく、学園生活の様々な場で人の心を傷付ける言動等があった場合、思いやりの心、人権を大切にする態度等について、繰り返して指導する。
- SC 等による面談等を継続し、反省の状況、児童・生徒の気持ちの変化について把握する。
- いじめの背景に家庭的な背景等があった場合、課題の解決に向けて、子ども家庭支援センターなどの関係機関等と連携した対応を継続する。

ウ いじめの解消について ※P.1～2 参照

被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態がほかの人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える」、「元気になった」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった」など、表面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

東京都教育委員会 いじめ総合対策【第2次・一時改定】上巻 P.72

エ いじめ対策委員会による教職員の組織的な対応と終結の決定(重大事態以外)

- いじめられた児童・生徒の精神的苦痛の状況、いじめた児童・生徒の反省の状況等やいじめの再発の状況について、定期的実施されるいじめ対策委員会で情報共有するとともに、今後の対応方針等について協議する。
- いじめの事案全体を評価し、学園の行ういじめの未然防止策等について、関係諸機関等からの意見等を集め、決定する。
- いじめ対応の終結については、いじめ行為が終了した後、3か月経過後、再発していない場合において終結を判断する。
- 終結の判断後についても、いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒の行動観察等を継続的に行う。

(2) 重大事態の継続対応及び終結

ア 基本的な対応については、「VI-(1)いじめ行為が解消した後の継続的な対応」に準じる。

イ 教育委員会等と連携した対応と終結の決定(重大事態について)

- いじめられた児童・生徒の精神的苦痛の状況、いじめた児童・生徒の反省の状況等やいじめの再発の状況について、いじめ対策委員会だけでなく、学園全体で情報を共有し、教職員全員で行動観察等続ける。
- いじめられた児童・生徒の状況、いじめた児童・生徒の状況について定期的にいじめ対策委員会で情報共有するとともに、今後の対応方針等について協議する。
- いじめの事案全体を評価し、学園の行ういじめの未然防止策等については、教育委員会からの指導により決定する。
- いじめ対応の終結については、いじめ行為が終了した後、3か月経過後、再発していない場合において教育委員会の指導の下、終結を判断する。
- 終結の判断後についても、いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒の行動観察等に関係諸機関とも連絡を取り合いながら、継続的に行う。

Ⅶ いじめに関連する犯罪行為について

(1) 警察との連携

- 警察と、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- 学校・警察双方で、連絡窓口となる担当職員の顔や名前、連絡先等を理解しておく。
- 学校内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案(いじめ重大事態)、また、被害児童・生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案であると認識した場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学園としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者に対して周知する。

(2) 学校等において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめの態様	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
刃物等で怪我をさせられる。	傷害
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	暴行、強要、不同意わいせつ
金品をたかられる。	恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物損壊等
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。	脅迫
パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉棄損、侮辱 等

